

令和 7 年度

能 勢 町
教育基本方針

令和 7 年 4 月

能勢町教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	基本方針	3
III	重点課題	4
IV	重点施策	5
1	確かな学力の定着と学びの深化	5
	(1) 学習指導要領の確実な実施	
	(2) 学力向上の取組の充実	
	(3) 能勢町独自の特色ある教育の推進	
	(4) 能勢地域学校連携・一貫教育の推進	
	(5) 支援教育を含めた個別支援教育の推進	
2	豊かな心と健やかな体の育成	10
	(1) 心の教育の充実	
	(2) 人権尊重の教育の推進	
	(3) いじめ・暴力行為等問題行動や不登校、ヤングケアラーへの取組の推進	
	(4) 体力づくりの取組の充実	
	(5) 健康教育の充実	
3	将来を見すえた自主性・自立性の育成	16
	(1) キャリア教育・進路指導の充実	
4	多様な主体との協働	17
	(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実	
	(2) 地域社会づくりと家庭教育への支援	
	(3) 放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくり	
5	力と熱意を備えた教員と学校組織づくり	19
	(1) 教職員の組織的・継続的な人材育成と資質向上	
	(2) 不祥事、体罰及びハラスメントの防止	
	(3) 働き方改革	
	(4) 部活動の取組	
6	学びを支える環境整備	21
	(1) 子どもたちの生命・身体を守る安全教育の充実	
	(2) 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保	
7	社会教育の推進	23

- (1) 生涯学習の推進体制
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 人権意識の高揚
- (4) 文化財の保護と活用
- (5) 生涯スポーツの推進体制

(別冊) 令和 7 年度に取り組む主な事業

子どもが育つ 子どもを育てる 教育の町 能勢町

～義務教育 9 年間一貫した教育で、すべての子どもに、
自立して社会で生き抜く力をはぐくむ～

I はじめに

平成 28 年 4 月に開校した能勢ささゆり学園は、令和 4 年 4 月から「もっと地域とともに」「もっと新しい学びへ」「もっとチームに」をスローガンに、義務教育学校へと移行した。大阪府立豊中高等学校能勢分校（以下「能勢分校」という。）とともに、「グローバル人材の育成～地域課題を自分ごととしてとらえ、持続可能な社会の創り手～」を共通テーマに掲げ、地域学校連携・一貫教育に取り組んでいる。また、令和 5 年度からは関係の団体や大学と連携して「SDG s フェスタ」を開催するなど持続可能な社会の創り手の育成、ウェルビーイング¹の向上に取り組んできた。

令和 7 年度、能勢ささゆり学園は、開校 10 年目、コミュニティ・スクール導入 8 年目を迎える。義務教育 9 年間をつなぐ体系的な教育を具体化し、「自分のもちあじを大切にし、自信の持てる子（自分が好き！）」「仲間のもちあじを尊重し、仲間とともに活動する子（仲間とともに！）」「『ふるさと能勢』をこよなく愛し、能勢を誇りに思う子（能勢が好き！）」「自分の道を自分で切り拓き、自分の生き方を実現する子（夢がいっぱい！）」をみんなで育てることのできる学校づくりを目標にして取組を進めている。また、地域とともにある学校として、学校運営協議会の活動を広めつつ、学校と地域がパートナーとして地域学校協働活動の取組を一層推し進め、「子ども自身が能勢に愛着を持ち、信じられる他人とどんなにかかわりを持てるか」「子どもの思いをどう実現していくのか」「大人は子どもたちのために何ができるか」という目標やビジョンを共有し、“能勢っ子”の育成に努めているところである。

能勢ささゆり学園の教職員は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする力等、これからの時代に求められる資質・能力の向上を目指して取り組んできた。

本町には、これまで教職員が一丸となって真摯な取組を重ね、保護者や地域の皆様方の熱い協力を得て成し遂げた豊かな教育活動の実践がある。引き続き、能勢の地域性と多様性を大切にしながら、これまでの成果を基盤として、心と英知を結集して教育活動の更

¹ ウェルビーイング

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあること

なる充実と学校力の向上を目指していかなければならない。

一方では、教職員の働き方において、温故知新を重んじつつ、長時間勤務の縮減に向けた根本的な見直しを進める。また、GIGA スクール構想第2期を念頭に置きつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた ICT の活用、探究的な学びの実現に向けた授業改善に努め、教職員の個々の資質、能力の向上を図る。

生涯学習の分野では、能勢町生涯学習推進指針により、住民が心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、人権尊重の視点を大切にしつつ、学習の場や機会の提供等、学習環境の整備に努め、住民一人ひとりが当事者意識を持って、学校・家庭・地域の連携による社会総がかりでの生涯学習社会づくりを推進してきた。

少子高齢化が進み、地域の担い手が減少してきている中、子どもたちの学び舎となった能勢ささゆり学園の教育支援を地域が担うべく、地域学校協働活動推進員を委嘱し、そのコーディネーター機能を発揮できるよう地域の諸団体の構成による地域学校協働本部を立ち上げ活動を推進してきた。

大人への支援が、地域において子どもが活躍できる支援につながることから、能勢町こども会育成会、能勢ささゆり学園 PTA、能勢町体育連盟などの組織に対して支援を行っている。

また、生涯学習センター図書室、生涯学習講座、放課後子ども教室、児童館活動等をそれぞれ運営・実施している。スポーツ施設や文化施設においても、指定管理により町の方針のもと運営している。

本町の地域力を生かすべく、今後も地域団体の育成、魅力ある活動づくりなどに取り組むとともに、多様な主体との協働により、互いの人権や地域文化等を尊重する心豊かな人材を育む環境づくりに取り組んでいかなければならない。

Ⅱ 基本方針

本町の教育は、教育基本法第1条に規定されている「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的として推進する。

第6次能勢町総合計画において掲げられた施策テーマである「シビックプライド²を醸成する教育の実施」「教育環境の充実」「協働的な学びの実現」「まちの魅力の継承と創造」「生涯活躍できる社会の実現」などに取り組み、子どもが創る明るい未来のために、「里山未来都市の創造を担う教育」を探究していく。

以上のことを踏まえ、次のとおり基本方針を定める。

- 生涯にわたり学び続け、少しでも進歩したいという誰もが持つ基本的な願いに応え、地域、家庭、学校、行政の連携を更に深め、町全体で子どもたちを守り育てる体制を構築する。
- 学校教育においては、学校教育法に示す学校の教育目標の達成に努め、生涯学習の基盤となる「生きる力」～確かな学力・豊かな心・健やかな体～を育み、バランスの取れた人間形成を目指し、自ら学び続けようとする自己教育力の育成に努める。
- 町民が生涯にわたって地域社会で活躍できる「生涯現役社会」を目指し、全ての町民が心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、人権尊重の視点を大切にしつつ、学習の場や機会の提供等、学習環境の整備に努める。

² シビックプライド

住民が自分の住んでいる、働いている都市に対して「誇り」や「愛着」を持って、自らもこの都市を作っている1人であるという認識を持つこと。日本人が古来より持っている「郷土愛」とは意味合いが異なり、より積極的に都市に関わっているという意識を持つ。

Ⅲ 重点課題

- 1 確かな学力の定着と学びの深化
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 将来を見すえた自主性・自立性の育成
- 4 多様な主体との協働
- 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり
- 6 学びを支える環境整備
- 7 社会教育の推進

Ⅳ 重点施策

1 確かな学力の定着と学びの深化

(1) 学習指導要領の確実な実施

①カリキュラム・マネジメントの充実

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童生徒の実態等を十分考慮したうえで学校の教育目標を設定し、社会と共有する。

また、設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、目的や実態に応じて取組の精選・重点化を図り、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を実現する。

②主体的・対話的で深い学びの実現

学習指導要領に示されている「知識及び技能の修得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現を図る。

③指導と評価の一体化の充実

学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童生徒にどのような力が身に付いたかを的確に捉えるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。

学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、様々な研修や大阪府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組を確実に進めていく。

(2) 学力向上の取組の充実

①確かな学力の育成と授業改善

児童生徒が自ら学び、「確かな学力」を身に付け、豊かな心を育てていくためには、全ての子どもにとって「わかる・できる」授業を継続的に創造していく必要がある。

これまでの学力向上の取組の成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、学力や学習状況に関する調査結果を活用するなどして、PDCA サイクルに基づいた取組を充実し、子ども一人ひとりの「確かな学力」の育成を図ることが重要である。

また、言語能力は、全ての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成に当たっては、国語科を中心とした全ての教科

で発達段階に応じた系統的な指導を行っていく。

学習指導の充実には、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図る。その際、教員が1人1台端末を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていく。

②情報活用能力と情報モラルの育成

情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。その育成には、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点を持って取り組むとともに、義務教育学校9年間を見据えた体系的な指導の実施に努め、1人1台端末等を計画的に活用する。

また、授業でICT機器を積極的に活用し、確かな学力を育むとともに、児童生徒の情報リテラシーを高めていく。

その際、生成AI等の普及も見据え、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性や自ら情報活用能力を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開できるようにする。自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、ICT機器の使用による健康との関わりを理解するなど、児童生徒の情報モラルの育成にも努める。

③感性を豊かにする読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、より深く生きる力を身につけていくうえで不可欠なものである。また、各教科や教科等横断的な学習において、学校図書館の機能を体系的に利活用し、児童生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成することが重要であるため、児童生徒が読書への興味・関心を高められるよう、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動が行えるような工夫に努める。

④9年間一貫した教育の研究推進

義務教育9年間一貫した教育活動の実現を目指し、ファーストステージ（第1～4学年）における一部教科担任制、セカンドステージ（第5・6学年）における教科担任制の導入を積極的に進め、よりわかる授業の創造を目指す。

⑤学力・学習状況調査結果の分析と活用

全国学力・学習状況調査などの結果を分析し、引き続き「確かな学力」の育成に取り組むことが重要である。

「確かな学力」の育成に当たっては、児童生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めていく。その際、小学生すすくウォッチや中学生チャレンジテストで育成を目指す思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）を参考に、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせるよう努める。

⑥指導方法の工夫改善

学校と教育委員会が連携し、学力向上に関する加配教員を中心として、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていく。その際、児童生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実させる。

(3) 能勢町独自の特色ある教育の推進

①カリキュラム・マネジメントと「グローバル能勢」の充実

1・2年生から能勢の素晴らしさを知り、能勢で育ったことを誇りに思える子に育てるために、地域に出かけ、地域と連携した体験活動を通して学ぶ「グローバル能勢」のカリキュラムをもとに実践する。指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うなど、学習内容と社会（世の中）との関連に留意し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組が求められている。また、探究活動の過程においては、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、ふるさと「能勢」に対する理解と愛情を育みながら、「能勢」の良さを継承し、まとめたり表現したりする活動の充実を図る。

特に、1・2年生は「ネイチャーブックのせ1」、3・4年生は社会科副読本「わたしたちののせ」、5・6年生は地域・産業・歴史・環境等の教材を活用する。7年生は「防災合宿」において地域の防災について考え、8年生の「地域事業所インターンシップ」では、能勢町内の様々な事業所へ出向き、課題解決型学習により、地域課題の解決や、自分自身の生き方や将来について考える機会とする。

また、学校運営協議会・地域学校協働本部の協力を得ながら、地域と学校が協働・連携する学習活動を目指し、具体的な取組を進める。

②英語力の育成

児童生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションを取ろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。特に、話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図る。

前期課程では3・4年生における外国語活動や5・6年生での外国語（英語）、外国語専科指導教員の配置、後期課程では英語で授業を行うことを基本とするなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分理解した上で、確実に英語力を育成するための適切な指導が必要である。

3・4年生では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う素地を養う。また、5・6年生では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

後期課程の外国語（英語）においては、前期課程の内容を踏まえた上で、円滑な接続に留意する。また、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく指導し、言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことでコミュニケーション能力の基礎を養う。また、適切な評価についての研究を合わせて進める。

9年間で一貫性のある学習到達目標を作成し、効果的な研修に努めるとともに、児童生徒（5～9年生）の学習意欲の向上を図るため、英語の4技能を同時に測定することができる試験（GTEC）を実施し、英語教育の充実を図る。

言語活動を行う際には、ALT や英語の専門性を有する地域人材等と連携するとともに、デジタルコンテンツも効果的に活用することで、英語教育の更なる充実を図る。

③自学自習力育成の推進

児童生徒の「基礎・基本の学力の定着」と「学力向上」を目指していくためには、学校が一人ひとりの児童生徒の学習状況を詳細に把握した授業づくり等を継続していく必要がある。また、児童生徒が主体的に学ぶ意欲を持ち、自ら進んで学ぶ習慣を身に付けるためには、学校・家庭・行政の連携が不可欠である。学校の指導のもと、自ら家庭での生活習慣を見直し、アフタースクールも活用しながら、自学自習力の育成に努める。

(4) 能勢地域学校連携・一貫教育の充実

①連携教育内容の充実

学校教育法第30条第2項で規定されている「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う」ことを目標に、学ぶ意欲を喚起する取組を推進してきた。これまで大切にしてきた能勢の教育を引き継ぎ、授業改革と能勢地域における

一貫教育の効果的な連携に向けて研究を進める。

地域事象から出発し、世界的な視野で考え、地域課題解決に挑むことのできるグローバル人材の育成を能勢ささゆり学園と能勢分校の共通テーマとして掲げ、12年間の計画的・継続的な教育活動を展開し、児童生徒の個性、多様性、協調性、創造性を伸ばすことを目標とする能勢地域学校連携・一貫教育を充実させていく。

特に、進路を選択する段階にある高校生が地域の一員としてまちづくりを考える機会の創出に向けて、SDGsの考え方を地方創生の原動力として組み入れ、持続可能な社会の確立を目指して、首長部局との連携協働を更に進めていく。その一環として「地域魅力化」の取組やキャリア教育の授業、高校生による児童への交流指導、農場を活用した交流授業、進路希望者への継続的な指導体制の確立、教科・領域・行事等の連携を深め、取組を進める。

②教職員間連携及び地域協働活動の充実

「能勢地域学校連携・一貫教育 校長・副校長・事務局会」を定期的開催し、個に応じたきめ細かな学習指導・生徒指導・進路指導等を一層推進するため、両校の校務分掌等に能勢地域学校連携・一貫教育に関する研究・連携・交流の位置付けを明確にする。能勢ささゆり学園から能勢分校への進学率の維持に向けた課題を分析し、その課題の解決に向けた取組を能勢分校と共に推進する。本町にとっての能勢分校の存在意義の理解と周知に努め、より多くの生徒が能勢分校を自ら選び、進学したいと思えるように一貫教育を継続していく。また、能勢ささゆり学園の学校運営協議会と、能勢分校の学校運営協議会が連携・協働しながら、地域住民や専門家との緩やかなネットワークづくりを進めていく。また、地域高2留学事業を活用し、能勢分校の魅力を発信し、留学生の確保を目指す。

(5) 支援教育を含めた個別支援教育の推進

①「ともに学び、ともに育つ教育」の更なる推進

地域における共生社会の実現を目指し、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育に関する啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、学校と連携しながら研修を充実させ、全ての教職員の資質向上を図る。そして、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、適切な配慮・支援の充実に努める。

②一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫と充実

本町で行ってきた個別支援教育を土台に取り組む。「人権上配慮の要る児童生徒」「家庭環境における配慮の要る児童生徒」「学力において支援の要る児童生徒」「発達障がいである児童生徒」「不登校・虐待等で支援・配慮の要る児童生徒」「身体面（健康面）において配慮の要る児童生徒」「生活指導面において支援・配慮の要る児童生徒」など、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮が行われるよう支援していく体制を整える。全教職員が支援に必要な児童生徒について共通認識を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、校内支援委員会で支援方法を検討し、学校全体の取組を充実させていく。校内支援委員会においては、校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導教室担当教員等を中心に、必要に応じて支援学校のセンター的機能の活用、外部の専門家との連携を行いながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態把握に努め、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討していく。

また、児童生徒の障がいに応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図っていく。さらに、通常の学級に在籍する児童生徒の保護者や教員の中に子どもの発達について悩んでいる方がいることから、自立活動支援教室の講師を活用し、個別相談・教室等への巡回・発達検査等を実施し、全ての子どもが安心して生活することができる「適切な学びの場」の提供のための取組を推進する。

③合理的配慮についての適切な対応と個別の教育支援計画の作成・活用・引継

全教職員の共通認識のもとに、発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的・組織的に行われるよう「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用するとともに、医療・福祉・保健・労働の関係機関と連携しながら確実な引継を進めるように努める。

学校は、合理的配慮の提供のための実態把握に努め、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、保護者・本人と十分に話し合い、合意形成を図るように努める。そして、合理的配慮の検討・決定に当たっては、十分な教育が提供できているかを定期的に評価し、柔軟に見直しを図りながら変更及び調整を繰り返し、途切れることのない一貫した支援の提供・引継を行うように努める。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 心の教育の充実

①豊かな人間性の育成

児童生徒に生命に対する畏敬の念、自らを律し、他人を思いやる心や規範意識・

公共の精神等社会の形成に参画する態度及び伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うなど、豊かな人間性を育む取組を進める。

平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、より良い社会を創っていく態度などを養う。

②道徳教育の充実

道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童生徒の豊かな人間性の育成に努める。特に、道徳科については、その特質を十分に理解し、児童生徒が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるように指導する。教科書を有効に活用するなど、児童生徒が多様な価値観や意見を出し合いながら、一人ひとりが多面的・多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を養っていく。また、児童生徒の内面に根差した道徳性を育成するため、発達段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験活動などの推進に努める。

(2) 人権尊重の教育の推進

①人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権三法・大阪府人権関係三条例等に基づき、一人ひとりが自らの良さや可能性を発揮し、互いに個性や違いを認め合い、共に励まし支え合う児童生徒集団の育成が基本である。また児童生徒が、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに人権感覚を身に付け、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成する。能勢町人権施策推進計画、能勢町人権教育基本方針や能勢町人権教育推進プランを踏まえ、豊かな人権感覚を持つ児童生徒の育成を目指して、人権教育推進計画を策定するとともに、人権教育を計画的・総合的に推進するため、校内推進体制の確立に努める。全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行う。とりわけ、経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修の充実を図る。

②人権教育の一環としての同和教育の推進

平成 28 年 12 月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権

尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての部落問題学習や部落差別を解消するために必要な教育や啓発に努める。

③多文化共生の社会を目指した国際理解教育の推進

自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現することができる力を養うため、人権教育に関する実践や大学等との交流等を通じて、国際理解教育を推進する。

④ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童生徒においても同様に正しく理解できる取組を推進する。また児童生徒が安心・安全に過ごせるための相談体制の充実やジェンダー平等教育の推進等に努める。

さらに、すべての教育活動において児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう留意する。

⑤校内体制の構築と教職員の人権意識の高揚

女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決を目指し、人権課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映する。全ての教職員の人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図るとともに、指導経験の少ない教職員に人権教育の成果や積み重ねを継承できるように努める。

(3) いじめ・暴力行為等問題行動や不登校、ヤングケアラー³への取組の推進

①いじめの未然防止と早期発見・早期対応

能勢町いじめ防止基本方針及びささゆりトラストプログラム（学校いじめ防止基本方針）に基づき、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むように指導する。また、日頃より、全ての児童生徒の信頼関係を育む取組を推進する。

児童・生徒支援コーディネーター等を中心にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して児童生徒指導体制の充実を図り、未然防止・早期発

³ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子ども。

見・早期対応に努め、児童生徒を被害者にも加害者にもしないことを基本とする問題意識で指導を行う。

アンケート調査や個別面談、スクリーニングの活用などにより、いじめの実態把握に努める。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげるように努める。いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン等を参考に、法に則った対応を行う。その際、被害児童生徒の心情に寄り添った対応に努める。また、障がいのある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒、性的マイノリティに係る児童生徒に対していじめが行われることのないよう、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

②不登校児童生徒への支援とその指導体制の確立

不登校の未然防止のため、日頃から児童生徒の状況の把握に努め、小さなサインも見逃さず、かつ機を逸することなく家庭訪問を行う等きめ細やかな対応を行う。そのため、児童・生徒支援コーディネーター等を中心に、校内ケース会議等において児童生徒に関わる情報を学校全体で共有し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーターや、福祉課と連携を図りながら個に応じた支援体制の整備に努める。また、必要に応じて民間団体等との連携を図る。それらのことを通じて、児童生徒の内面的な理解を深めるきめ細やかな取組を継続し、卒業後の進路を生徒が主体的に選択できるよう支援に努める。

前期課程における不登校児童が増加しつつある状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど初期段階からの支援体制を構築するとともに、9年間すき間なく支援する義務教育学校の利点を積極的に活用しながら、1人1台端末を活用した学習等、教育の機会確保を含めた多様な支援を行う。また、児童生徒の社会的な自立に資するため、スクールソーシャルワーカー・スクールサポーター等を活用し、校内教育支援ルーム（ステップルーム）及び校外教育支援センター（チャージング）を運営する。また、その他の機関で学習する保護者とも十分な協力関係を保ち、児童生徒本人との関わりを継続していく。

③ヤングケアラーへの取組

ヤングケアラーについては、本人が家庭の状況を知られたくない場合、また、やりがいを感じている場合や、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、状況が様々であり、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教員の理解を深

めるとともに、日頃からの子どもの状況把握に加え、スクリーニングの活用等により早期発見に努める。

ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラー等と協働し、まず本人から丁寧に話を聞き取る。支援に当たっては、スクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭の状況に応じた支援につなげる。

④暴力行為等への取組

日々の取組において、公正公平な態度や、法や決まりの意義を理解し順守する等の規範意識等、社会的資質を高めるよう働きかける取組を学習指導と関連付けて推進する。

暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、責任の所在を明確にし、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図る。また、児童生徒を取り巻く環境の改善に向け、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター、福祉課等、関係機関との連携を図っていく。

生徒指導上の課題については、機能的にチーム対応できるよう日頃から教員が相談しやすい関係性や雰囲気醸成し、教員同士が支え合い、学び合う同僚性を高める。

⑤インターネット、SNS 上のトラブルへの取組

インターネット・SNS を介したいじめについては、児童生徒の端末や携帯電話等の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努める。

児童生徒の端末や携帯電話等の利用に当たっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成する。端末や携帯電話等での SNS や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、児童生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行う。

(4) 体力づくりの取組の充実

①体力づくりの推進

学習指導要領の目標である「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する」ことに基づき、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析を活用し、日常の体育授業の工夫・改善と体育的行事を連携させた取組を進める。また、年間カリキュラムを全教職員に周知し、運動の系統性を明らかにしながら、特に上記調査で課題のあった運動領域については、その克服のために、組織的、継続的な取組ができるよう努めていく。

大阪経済大学の協力を得ながら、スポーツオノマトペ体操の動画を活用し、学校全体で身体を動かす時間を日常的に設定することや、水泳補助具を活用した水泳指導の充実を図るなど、体力向上に向けて取組を進める。また、能勢ささゆり学園の広大な敷地と整備された教育環境を最大限に生かし、遊びの幅を広げ、運動量を確保できる体育授業の充実を図り、のせ保育所及びみどり丘幼稚園と連携しながら、運動することが生活習慣の一部となるよう取り組んでいく。

②体育活動中における事故の防止

学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等に係る事故防止に万全を期す。また授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し日常的に安全点検を行う。

(5)健康教育の充実

①健康教育の充実

基本的な生活習慣の確立、がん教育、メンタルヘルス・飲酒・医薬品の適正使用・喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実させる。特に大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育について、保護者への啓発を含め、学校教育全体を通じて取り組む。また、アレルギー疾患等による児童生徒等の健康に関わる理解の促進を図るため、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実させる。また、学校保健安全法に基づき、保健所や校医等と連携し、保健に関する教科の指導をはじめ、全ての教育活動を通して、児童生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う学校保健計画を策定し、計画的・組織的に推進する。また、学校保健委員会を開催し、その活用を図る。

②食育の推進

豊かな自然環境を生かしたまちづくりを実現するために、子どもから大人まで、生涯にわたる豊かな食生活を充実させる必要がある。偏った栄養摂取・朝食欠食などの食生活の乱れや肥満痩身傾向など食に関する問題は深刻である。食に関する指導に当たっては、全体計画を作成し、望ましい食生活の形成に結びつく実践的な指導を行う。望ましい食生活について保護者と子どもたちが考え見直すことができるよう栄養教諭・養護教諭・栄養士・食育食農懇談会等と連携し、取組を進める。また、安全管理を徹底するとともに地産地消の取組を一層進める。加えて、この食育の推進に資するため、学校給食費の無償化を実施する。

③学校給食における衛生管理の徹底

学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める学校給食衛生管理基準に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努める。

④性に関する指導の充実

誰もが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために、実態に応じた指導の充実を図る。

⑤食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応

食物アレルギー等を有する児童生徒等に対しては、能勢町個別対応給食実施基準に則り、校内においては校長を最高責任者として、学級担任・養護教諭・栄養教諭・学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、全ての教職員が緊急時に対応できるよう校内研修等を実施し、個々の児童生徒等の状況に応じた対応と事故防止に努める。

⑥感染症対策

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるように努める。

3 将来を見すえた自主性・自立性の育成

(1) キャリア教育・進路指導の充実

①キャリア教育の充実

能勢地域学校連携・一貫教育の取組を軸としつつ、地域の課題解決に向かう取組や職業に関する講話、地域事業所インターンシップ等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、児童生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図る。

②進路指導の充実

児童生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにする。

一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めていく。また、キャリア教育を通して難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、追指導に努める。

進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のも

と、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行う。

③障がいのある生徒の進路指導の充実

卒業後の進路については、高等学校や支援学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しており、さらには、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等の多様な選択肢があることが生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行う。障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応する。

④日本語指導が必要な児童生徒の進路指導の充実

当該児童生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA⁴等により測定した日本語能力に応じて「個別の指導計画」を作成し、外国人児童生徒支援員と連携を図りつつ、必要に応じて特別の教育課程を実施する。

当該児童生徒及び保護者に対して、帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業等を活用し、外国語学習や進路等に関する適切な情報提供に努める。

⑤奨学金制度等の周知・活用

生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努める。学校と連携し、奨学金相談窓口・関係機関の周知に努めるとともに、奨学金制度の趣旨や目的等について、生徒及び保護者の十分な理解を得るとともに、将来返還する意義と責任等についての自覚を促す。

また、高校授業料無償化制度の改正に関する内容について、教職員が、生徒・保護者に対して、必要な情報を提供できるよう努める。

4 多様な主体との協働

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実

校長のリーダーシップのもと、学校運営の自律的・継続的な改善に努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていくことが重要である。

平成 30 年 4 月に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしてスタートした。学校や子どもたちの教育に対する保護者・地域住民等の理解を深めてい

⁴ DLA

Dialogic Language Assessment（対話型アセスメント）の略。紙や鉛筆による、いわゆるペーパー・テストでは測れない文化的・言語的に多様な背景を持つ年少者の言語能力を対話を通して測る支援付き評価法。

くために、連携・協働する機会を増やし、教育課程の充実につながるよう努力している。複雑化・多忙化している学校現場の課題等を解決し、子どもたちの教育環境を充実させるため、学校と地域住民等が連携協働する学校運営を進めていく。

地域とともにある学校運営に欠かせない「熟議」「協働」「マネジメント」をキーワードに、児童生徒の実態等を踏まえた実行性ある計画に基づいた教育実践を展開し、当面する教育課題や社会の変化に機敏に対応するため、「学校が元気に！」「地域が元気に！」なる地域とともにある学校づくりを一層進め、自主的・自立的な特色ある地域学校協働活動を展開する。

また、学校関係者評価や学校運営協議会を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かすなど、学校運営体制を充実させる。

(2) 地域社会づくりと家庭教育への支援

地域や家庭の教育力の低下が指摘される中、学校運営協議会の評価をもとに、地域学校協働活動をより活発化し、地域で学校を支えるための組織づくりを進めることが重要である。

また、学校、家庭、地域、企業等が連携し、地域コミュニティの活性化や地域の教育力を高め、生きがいのある地域社会づくりに努める。

① 能勢ささゆり学園の教育活動の支援

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、学校の教育活動を支援していくため、地域学校協働本部を設置する。

② 地域教育力のネットワークづくり

地域社会の様々な知識・経験・技術等を有する人々が、子どもの教育をはじめとする人材育成や住民相互の支え合いのために力を出し合い、地域における協働の活動を推進し、そのネットワーク化や活性化を図る。

③ 家庭教育への支援

様々な機会を通して家庭教育の大切さについて部局間連携を密にしながら、啓発に努めるとともに、親学習や保護者の学習機会の提供、交流活動の充実を図る。特に、地域から孤立しがちな家庭や学習機会に参加しにくい児童生徒への支援に努めるとともに、保護者と教職員が一体となった PTA 活動を支援する。

(3) 放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生きる力を育み体験格差を解消するため、地域が一体となって学校でも家庭でもない、

いわゆる第三の居場所づくりに取り組む。

①子どもの居場所づくりの推進

放課後や土日、学校の長期休業期間における子どもの居場所として、町内外の子どもに関わる機関が連携し、子どもたちが様々な体験活動ができる機会を提供し、地域や家庭の教育力の向上に努める。

とりわけ、放課後においては、放課後子ども教室を開催し、様々な体験活動を行うなど、子どもの居場所づくり活動を展開する。

5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

(1) 教職員の組織的・継続的な人材育成と資質向上

①学校の組織力向上

「教育は人なり」と言われるが「教育こそ人なり」である。教員は最大にして最重要な教育環境である。教育に携わる公務員としての責務を自覚し、町民の信頼に応えられるよう、児童生徒に敬愛される豊かな人間性と社会の変化や今日的な諸課題、危機管理事案にも適切に対応できる専門的な知識や技能、実践的な指導力等の資質能力を向上させる。校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学び合い育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを進めるなど、教職員の更なる組織力の向上を目指す。

②教職員の組織的・継続的な人材育成

管理職が自らの資質能力の向上を図りながら、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図るとともに、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成を進めることが必要である。また、児童生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、大阪府教育センターが実施する ICT 活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、全ての教職員の ICT 活用指導力の向上を図る。学校の将来像の実現に向けた学校経営方針や教育目標等の教職員への周知・共有化を図り、専門職と協働しながら、チーム学校として活力ある組織的な学校運営を行う。また、教職員による児童生徒に対する指導の時間をより一層確保する。

(2) 不祥事、体罰及びハラスメントの防止

①不祥事の防止

公務員は住民全体の奉仕者であって公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。特に教職員にあっては、児童生徒の人格形成を支援するという重大かつ崇高な責務を担っているという

自覚を持って、教育に当たる必要がある。

教職員は、勤務時間中はもとより私生活においても教育公務員としての自覚を持って行動すべきであり、町民に対して、疑惑や不信を招くような行為は厳に慎まなければならない。全ての教職員が、法令遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、不祥事を発生させた教職員に対しては職員の懲戒に関する条例に基づき厳しい処分が行われる旨を周知するなど、不祥事の発生等を未然に防ぐための取組を積極的に実施する。

②体罰・セクシャル・ハラスメントの防止

体罰、セクシャル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりが改めて理解、認識し、その防止・根絶に向けて組織的・計画的に取り組む。防止及び早期発見のため、児童生徒や教職員へのアンケートを実施するなど、積極的に実態を把握するよう努める。

③職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長、副校長及び教頭に対する研修を充実させ、教職員全体の意識の向上を図る。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努める。

万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応する。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努める。

(3) 働き方改革

①働き方改革の取組

学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成するとともに、働き方改革や健康管理の観点から、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編制することがないように留意する。また長時間勤務の一層の縮減を図るため、学校の特色や状況に応じた縮減の取組の促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど教職員の働き方改革に取り組む。

長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに、「全校一斉退庁」「長期

休業中の学校閉庁」「ノークラブデー」「行事等の見直し」などの取組を組織的に推進する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年 12 月公布）の趣旨を踏まえて適切に対応していくため、制度の周知及び相談体制の整備に努める。

② 労働安全衛生体制の充実

労働安全衛生法に基づき、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成の観点から、学校の規模（職員数）に応じた労働安全衛生管理体制をより充実させる。適正に把握された勤務時間に基づき、時間外勤務労働等が月 80 時間を超えた教職員については、本人及び産業医への情報提供や、医師による面接指導等を適切に行っていく。またストレスチェックを活用し、教職員のストレスの程度を把握し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、教職員衛生委員会を定期的に開催し職場環境改善に取組み働きやすい職場づくりを進める。

（4）部活動の取組

能勢町立義務教育学校における部活動の方針に則り、学校が部活動の目的、運営、休養日及び活動時間の設定、指導等について定めた能勢ささゆり学園の部活動に係る活動方針に基づき、合理的で、かつ効率的・効果的な部活動運営に取り組む。また、義務教育学校の特色を生かし、5・6 年生の参加を含めつつ、部活動の活性化を進める。

令和 4 年 12 月に国から示された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて示されている、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行については、今後見直される予定の中学校学習指導要領等の動向を踏まえつつ、また、本町の実状も踏まえつつ、慎重に検討を進めていく。

6 学びを支える環境整備

（1）子どもたちの生命・身体を守る安全教育の充実

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、感染症に係る子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組が重要である。

①生命尊重の取組

あらゆる教育活動を通じて、児童生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育

について、計画的・総合的に取り組む。児童生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組む。

②学校安全の取組

事故は全ての学校に起こりうるとの認識のもと、事案が発生した際にはしっかりとした緊急対応ができるよう、危機管理体制を確立する。児童生徒の安全確保を第一に、きめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成する。

常に、安全で快適な学校生活を過ごせる教育環境の確保に努め、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域のすべての観点から学校安全計画を策定する。また、未然防止を念頭に、ささゆり学園において定める安全点検を定期的に行う。

登下校における交通安全指導については、能勢町通学路等安全推進会議（豊能警察署・池田土木事務所・福祉部・まちづくり推進部・教育委員会）や能勢ささゆり学園通学対策委員会（学校・PTA・教育委員会）などを通じて道路管理者等関係機関と連携し、保護者やしあわせ守り隊等の協力を得ながら、通学路の危険箇所における安全対策を実施する。また、徒歩通学班やスクールバスの乗降時・乗車中の指導など、児童生徒が自らの課題として安全な登下校について考えていけるようにするなど、より一層の安全確保に努める。

また、スクールバスにおける送迎後の置き去り事故防止の徹底に努める。

さらに道路交通法の改正に伴い、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用（ながら運転）の禁止が法定化されたこと等について、理解促進に努める。

③児童虐待の防止

児童虐待の防止のため、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、児童生徒や家庭への関わりを深め、早期発見に努める。また、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、早期発見の観点から、欠席が継続している児童生徒に対して、定期的に安全確認を行う。虐待を発見した場合や虐待が行われているおそれがある場合には、福祉課に速やかに通告し、子ども家庭センター等と継続的な連携を図る。

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録され、又は児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行う。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、休業日を除いて引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに情報提供又は通告を行う。

④個人情報の適正な取扱い

個人情報漏洩には、児童生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や、能勢町条例に基づき、適正な個人情報管理に努める。近年の教育 DX⁵ の進展に合わせた情報セキュリティポリシーを策定し、今後も見直しを行いながら、万全のセキュリティ対策を講じる。

個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管・引継ぎ等に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むようにし、実効性のある個人情報漏洩防止策を講じる。

(2) 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保

①危機管理体制の整備

災害及び事件・事故に対応できるよう学校の危機管理体制を充実させるとともに、避難訓練等を含め、学校教育活動全体を通して安全に関する指導の徹底を図る。また、安全管理についての点検や不審者侵入に対する「校門」「校門から校舎への入口まで」「校舎への入口」の3段階のチェック体制も含めた実効性のある危機管理マニュアルを作成し、各々の役割分担に基づく実践的な訓練を行うなど、児童生徒の安全確保に最大限努める。

②保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や熱中症、感染症、食中毒等の予防についての理解を深めるとともに、万一の場合の対応が行える体制を整えるよう努める。

特に熱中症予防に関しては、こまめに水分や塩分を補給させるとともに、児童生徒の健康管理を徹底する。その際、環境省等から出される情報により、活動の中止や延期、見直し等も含めて適切に対応することに努める。

7 社会教育の推進

(1) 生涯学習の推進体制

生涯学習は、自己の資質向上をはじめ、生活や職業能力の向上を目指して、一人ひとりの自発性に基づいて進められる活動であり、学校や社会の中で意図的・組織的な生涯学習活動として行われるだけでなく、日常生活の様々なステージの中で必要に応じて、自分にふさわしい手段・方法を選びながら生涯を通じて取り組むことができる活動である。

⁵ 教育 DX

教育分野における Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）のことで、データやデジタル技術を活用して、学校教育をより良く変革すること。

少子高齢化や人口減少、国際化、情報化、科学技術の革新、環境問題の顕在化など、変化する社会の中で自己実現を図り、生活を向上・発展・成長させるには、絶えず新たな知識や技術を身に付け、自ら判断し、行動する能力を養うことが重要であり、その能力を養うことこそが生涯学習である。

本町では、能勢町生涯学習推進指針に基づき、いつでも、だれでも、生涯にわたって「学び」の意欲に応じて学べるよう、生涯学習環境の整備に努めている。同指針に基づき、住民一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、住民や企業・団体・行政が協働して生涯学習を推進し、ふるさと能勢を愛するひとづくりと豊かなまちづくりにつなげていくよう努めていく。

①生涯学習機会の提供

住民の多様化する学習ニーズや現代的課題及び地域課題に対応した学習機会の提供・確保、学習に関する相談・情報提供、学習成果の活用等の機能の拡充・強化に努める。

また、文化・スポーツ・レクリエーションに係る個人・団体活動等を通じた地域・世代間の継続的な交流を促進する。

②生涯学習施設の機能の充実

図書施設や生涯学習施設等の充実を図り、住民の自主的・自発的学習活動の拠点となる場や機会を拡充するため今後の生涯学習施設のあり方を検討していく。また、日頃の活動の成果を発表する場と機会を提供し、文化的・芸術的な住民のふれあいの場の充実等に取り組む。

③読書活動の充実

生涯学習センター図書室を拠点とし、生涯学習の一環として子育て家庭や高齢者、障がい者等、様々な環境にある方の読書ニーズを把握し、読書活動の推進に取り組む。

子どもの読書活動の推進に当たっては、第4次大阪府子ども読書活動推進計画（令和3年3月策定）、第2次能勢町子ども読書活動推進計画（令和3年3月策定）の趣旨を踏まえ、児童生徒が主体的に読書に取り組む習慣が身に付くように、生涯学習センター図書室の充実や能勢ささゆり学園における読書推進への支援等に努める。特に、幼少期の愛着形成（アタッチメント）をはじめとする家庭教育の補完・支援の観点からも、アウトリーチ型の読書活動推進のための施策を展開することにより、乳幼児期から学齢期までの読書活動の充実に努める。

(2) 青少年の健全育成

家庭・地域社会・学校・行政が一層連携を図り、青少年の健全育成のための望ましい環境づくりを推進するとともに、自主的・主体的活動を通じての仲間づくりと社会参加を推進し、生涯を見通した長期的視点・国際的視野を備えた心豊かな青少年の育成に努める。

① 青少年健全育成の環境づくりと地域団体の支援

一人ひとりの個性に応じ、社会との接点や人間関係の構築が図られるよう、学校・家庭・地域社会が連携し、学校外活動の充実を図り、体験学習の場や機会の提供に努める。特に、学校の放課後における「放課後子ども教室」及び「児童館活動」や、長期休業中における福祉部局との連携による居場所づくり事業等に取り組む。

また、文化・スポーツ・レクリエーション、ボランティア、地域住民との交流等の活動を通じて協働意識と社会性を身に付け、心豊かな人間として成長していくよう、PTA・こども会・青少年団体等の育成や団体活動の充実・推進に努め、青少年の非行防止と社会環境の整備を図る。

学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、幼児・児童・生徒の安全対策を整備・充実させる。

② 義務教育終了後の子ども・若者への育成支援

一人ひとりの子ども・若者が持つ能力や生まれ育った環境は異なっても、自尊感情や自己肯定感を育み、社会的に自立した個人として健やかに成長し、明るい未来を切り拓くことが求められている。

義務教育終了後に課題を抱える子ども・若者に対しても、適切な支援が講じられるよう努めていく。

また、子どもや若者が集う居場所としての機能を持った生涯学習施設のあり方を検討していく。

(3) 人権意識の高揚

能勢町人権施策推進計画及び能勢町男女共同参画プランの趣旨を踏まえ、住民一人ひとりが健康で文化的な生活を送るために、人権意識の高揚は最も基本的な課題である。あらゆる差別をなくすため、住民の自主的な活動を促す人権教育・人権啓発・児童館活動など人権尊重の理念に立った社会教育行政の推進に努める。

① 人権教育の推進

人権問題の解決は一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことを通

して達成されるものであるという認識のもと、人権課題を社会教育のあらゆる学習・活動の中に位置付け、組織的・継続的に学習活動を推進する。関係諸機関及び諸団体との連携を密にするとともに、他の市町村等との交流を進め情報収集を図るなど、地域社会の実態を捉え、課題を明確にし、内容や形態に工夫を凝らした学習活動を展開する。

(4) 文化財の保護と活用

有形無形の文化財を保護し、後世に伝えていくことは、現代を生きる者の責務である。これを保存・活用することは地域の生活文化を豊かにする上で極めて重要であるという認識に立ち、地域住民が文化財に親しむ機会の充実、文化財に対する愛着を持つよう啓発に努めるため、生涯学習施設のあり方を検討していく。

①文化財の調査・研究と保護

文化財の調査・研究を行い、資料の収集と保存に努め、重要なものについては町の指定文化財として保護・伝承に努める。また、町の指定文化財に至らないものであっても、能勢町の歴史、文化又は特性を理解する上で必要なものについては町の登録文化財として登録に努める。

②文化財の活用と情報発信

文化財の公開や広報活動を通じて、伝統的な文化や風土を生かした特色あるまちづくりを推進するとともに、郷土の歴史を理解し、文化財の活用を図るための事業の充実に努める。

(5) 生涯スポーツの推進体制

スポーツは、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。住民の自発性のもとに、それぞれの関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保できるよう、スポーツ基本法第2条の基本理念に基づき推進する。

①スポーツ振興とスポーツを通じた地域づくり

スポーツ推進委員会、体育連盟等の体育団体と連携を図りながら、各種スポーツ教室・イベントを開催し、スポーツの振興に努める。特に、子どもたちには基本的体力の向上を目的としたプログラム、高齢者には生涯にわたり持続できる生涯スポーツの普及に努め、健康寿命の延伸につながる取組を進める。

地域コミュニティ醸成の場となっている体育連盟各支部主催のスポーツ行事等

の充実を図るため、必要な支援を行う。

②スポーツ拠点施設の機能充実

B&G 海洋センター等のスポーツ施設の指定管理者と連携し、住民のニーズに応じたスポーツ活動・施設利用ができるよう努める。